

# いわゆる「自画撮り被害」に遭う子供たちについて

お茶の水女子大学 教授 坂元 章

本稿は、第31期東京都青少年問題協議会第1回総会（2017年2月21日）において、筆者が行った、いわゆる「自画撮り被害」に関する講演内容を中心に、補筆をしたものである。

スマートフォンの急速な普及とインターネット利用の低年齢化に伴い、これらの利用に起因するトラブルについて、都の青少年・治安対策本部が開設している、ネット上のトラブル相談窓口「こたエール」に青少年から寄せられる相談が増加傾向にあり、そのうち、児童ポルノ等の性的画像等に関する相談が急増している。

中でも、脅されたり、騙されたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる被害、いわゆる「自画撮り被害」に関する相談が最近の特徴である（東京都青少年・治安対策本部、2017）。

実際に、警察庁(2016)によれば、児童ポルノ事犯について、「自画撮り被害」に遭った子供の数は、全国で、平成24～27年度、順に207名、270名、289名、376名と増加している。もちろん、この陰に、表面化していない事例が多くあると思われる。こうした状況や、当該被害の深刻さに鑑み、東京都は、この問題に対して取り組むこととなり、第31期青少年問題協議会の検討課題とされた。

本稿では、まず「自画撮り被害」の事例を紹介し、その後で、「自画撮り被害」の概要に関する一つの解説を行う。そして、被害をもたらさうる、子供の発達過程や認識の不足について論じ、最後に簡単なまとめを記述する。

## 自画撮り被害の事例

### 相談事例

先述の「こたエール」という、都が開設しているネット上のトラブル相談窓口に寄せられた相談事例を紹介する。

中学生が、出会い系サイトで知り合った人とやり取りを始めた。最初に顔写真、次に顔と胸出しの写真を要求された。何度も断ったが、しつこく言われたので渡してしまった。そして、会おうと言われたので、渋々会った。彼女は関係を切りたいと思い、返信をしなかったり、非表示にした。それを行って、しばらくしたら、「この写真、ネットでは撒くよ」と言われ、前に渡した写真で脅された、という相談である。

ここで注目されるのは、「しつこく言われた」である。執拗に要求され、性的写真を送ってしまったのである。

もう一つ注目されるのが、「前に渡した写真で脅された」である。一旦、性的写真を送れば、それを材料に脅迫され、さらに要求が続く。そして、加害者はより強力な材料を手にし、要求もしばしばより過激なものになっていく。

この相談には続きがある。

怖くなってブロックし、削除、やり取りしていたアプリ自体も初期化し、削除した。ネットのどこかで自分のあの写真がばら撒かれているのではないかと思って怖くて怖くて仕方ない。もし、これが学校や友達、親の目に入ったら、もう生きていけなくなると深く考え込んでいる。また、将来、何かしらの形で再会してしまったらどうしようなどと考えてしまう。警察に相談しようかと思ったが、こんなことの相談だと流されるのではないかとか、結果的に、親に知られたら追い出されるのではないかと思い、できていない。

このように、「怖くて怖くて仕方ない」「もう生きていけなくなる」「どうしよう」とあるように、被害者は、写真の送信後、深い恐怖と不安を感じている。そして、「流される」「追い出される」に見られるように、誰にも相談できず、孤独の中で悩み続ける子供の姿がある。

## 報道事例

次に、報道された事件事例を3つ紹介する。

第1に、「40代男性は、男子大学生になりすまし、女子小中高生ら約1,600人と無料通話アプリ上で知り合い、うち約130人にわいせつな画像を送らせた。」である。これは、加害者が多数の子供に接触していることを示す事例である。

第2に、「30代男性は、インターネット上で知り合った女子中学生に対し、裸の写真を無料通話アプリで数回にわたり送信させたうえ、ホテルで会い、淫らな行為に及んだ。」であり、被害が性暴力被害にまで至っている事例である。

第3に、「40代男性は、仲間から手口を聞いて、小学生の女兒に無料通信アプリの有料スタンプを贈り、見返りに裸の画像を送らせた。逮捕後、男は『小遣いが少なく、正常な判断ができない小学生を狙った』『他にも女兒5、6人に有料スタンプをプレゼントし、裸の画像を送らせた』『スタンプを10個も送りつけたら、ほぼ間違いなく画像を手に入れられた』と供述した。」であり、手口情報を共有していること、画像取得が容易であることが伺える。

## 自画撮り被害の概要

### 加害者の手口

相談事例や報道事例などを見ていくと、加害者の手口には多様なものがあることが分かる。

第1に、先述した相談事例にあったように、「執拗に要求する」という手口である。執拗に要求され、性的写真を送ってしまった子供は多い。

第2に、「脅迫」する手口である。様々なものが脅迫の材料となる。まず、性的写真がある。性的な写真を一旦送ると、それをばら撒くと言って、より過激な要求に応じさせようとしてくる。

これらは、すでに性的写真が手に入った場合の脅迫であるが、性的写真を得るための脅迫

としては、例えば、顔写真が材料になる。顔写真であっても、出会い系サイトなど子供にとって怪しげなところにばら撒くと言われれば、それでも子供は戦く。さらには、完全に虚偽の情報、例えば、援助交際をしているという噂を流すということさえ、脅迫材料になりうる。

第3の手口として、金銭や物品（例えば、スタンプやコンサートのチケット）を渡すと約束して写真を送らせる手口がある。

第4に、なりすましがあがる。例えば、同年代の女子になりすまして、自分の体に関する相談がしたいので、写真を交換しようと被害者の女子に持ちかける。また、魅力的な男性になりすまして恋愛気分を高め、被害者に気を許したり、相手を喜ばせたいという気持ちにさせて、写真を送らせる。

第5に、加害者のほうから、まずは性的写真を送り、お返しに送り返さなければならないという気持ちにさせる。

第6に、要求をエスカレートとさせていく。例えば、最初は顔写真だけを入手しようとする。入手できるとそれを材料に脅迫をして、今度は下着の写真を入手する。下着の写真を入手すると、今度はそれを材料にして裸の写真を入手し、さらに、会うことを要求するというように、少しずつ要求と脅迫を強めていくという手段である。

第7に、大勢の子供にアプローチする。加害者はしばしば大勢の子供に接触している。その中には、必ず送り返す子供がいて、写真を入手しようと思えば、それは難しくないという実態がある。

### 性的写真の送信による帰結

写真を送信しても、脅迫は終わらずに、さらなる脅迫が続く、そして、要求は、しばしばエスカレートしたものになる。

また、一旦、送ってしまった性的写真は、いずれ朽ちてなくなるようなものでなく、半永久的に残る。コピーされて、他の人に渡っていけば、それをすべて抹消することはほとんど不可能である。そして、それは、いつ悪用されるかわからない。

こうした実体的な被害だけではなくて、子供は、送信の後、大きな心理的な苦痛に苛まれる。恐怖や不安、そして後悔である。そして、これについて誰にも言えないまま、長期にわたって悩み続けることになる。

### 自画撮り被害の理由

3つの理由を挙げられるように思われる。

1つ目は、インターネットにはこうした写真送信を招く特性があることである。その特性とは、まず、当然ながらインターネットは簡単な操作で画像が送れる技術であるということである。また、スマートフォンなどモバイル機器を使えば、誰からも気づかれず、被害者は加害者に写真送信ができる。さらに、身元を明かさずにやり取りできることから、自分が誰だか分からないので問題は起きないであろうと安心して写真を送ってしまうことも考えられる。

2つ目の理由は、自画撮りの日常化である。近年では、自画撮りができるインカメラの性

能が向上したり、写真の加工アプリが発展している。また、写真を共有しやすいSNSが登場してきた。これらは、自画撮りを容易にしたり、楽しみを増幅させるものである。こうした自画撮りに関する技術的な発展によって、いわば自画撮り文化が浸透しており、自画撮りを当たり前で日常的なものにしているように見える。そのため、子供が自分の写真を気軽に発信しようとする傾向を持っているのではないかと思われる。これが2つ目の理由である。

以上は、被害者側の理由であるが、加害者側の理由も考えられる。それは、加害行為を招くインターネット特性である。インターネットを使えば、大勢の人に接触できる。また、被害者は、自分が誰か分からないであろうと思って発信するが、インターネットを使って情報を探したり、それをつなぎ合わせれば、相手を特定できることも少なくない。相手が特定できれば、それは強い脅迫の材料になる。

また、加害者は、仲間同士でやり取りをしているようである。性的写真や、手口の情報を交換している。これは、写真集めの楽しみを増幅したり、鼓舞したり、容易にしていると考えられる。こうしたグループはインターネットがなければ成立しそうもない。

## 子供の発達過程と自画撮り被害

子供の自画撮り被害を受けてしまう、さらにもう一つの理由として、子供の青年期における発達の特性があると考えられる。

青年期（13～18歳）にはリスク志向行動が盛んになるとされている。リスク志向行動とは、後でダメージを受ける可能性が高い行動である。例えば、万引きや喧嘩などの衝動的な犯罪や、避妊をしない性行為などが含まれる。

### 情動反応性と自己統制の非バランス

リスク志向行動が盛んになることについては、青少年の発達の特質によるという指摘がある。具体的には、情動反応性と自己統制の発達のスピードが異なっているために、青年期では、それらの間に非バランス状態が生じるからというものである（Casey et al., 2008; Steinberg, 2010）。自画撮り行為も、将来のダメージが大いにあり得るものであり、リスク志向行動と言える。それゆえ、自画撮り行為も青年の発達の特質に影響されうるものと考えられる。

情動反応性とは、強い情動を感じて、生理的、行動的反応を起こすことである。これは、脳科学や心理学の研究によって、思春期にピークを迎えると見られている。思春期とは、中学生を中心とする数年間である。

実際に、行動神経学者であるニューヨーク州立大学の Linda Spear (2000) は、青年期の脳身体システムについて、青年は、ストレス感受的ドーパミンシステムを持っているとしている。ドーパミンとは、快感情をもたらす脳内物質である。すなわち、青年期は、ストレスから離れて、心地よいものに近づく欲求が強まる時期であると考えられるということである。また、Spear は、これは、人間だけでなく、動物種を越えた傾向であるとしている。

一方、自己統制とは、欲求を抑えて、すべきことをするということである。自己統制の成熟は遅く、成年期以降までずっと伸び続ける。逆に言えば、成年に比べれば、青年の自己統制はまだ成熟していないということになる。

自己統制で大事なことは、一つはもちろん、すべきでないことをしないで済ませられるという行動抑制である。青年はこれに弱みがあるとされる。

もう一つ重要なのが、将来価値割引である。これは、すぐに得られる報酬に対して、将来に得られる報酬の価値を低く捉えることである。青年は、この割引率が大きいとされている。また、もとより青年は、未来の結果がどうなるかよく考えようとしなないとされている。このように、青年は、将来のダメージについてよく考えなかったり、それを大きなものと捉えたりせずに、今、したいことをしてしまうことになりやすいと考えられる (Steinberg et al., 2009)。

以上をまとめると、青年期には、情動反応性が高まり、強い欲求を持ちやすくなったにもかかわらず、自己統制の成熟が途上であり、将来のダメージを過小評価することから、リスク志向行動が顕著に見られるということである。これが非バランスの内容である。

なお、一般的な知能（例えば、言語能力、数的能力、論理性）の成熟は早く、思春期には成人に近づく状況になるとされる (Steinberg, 2008)。すなわち、青年は、リスクに関する理解はできるとしても、強い情動や欲求に直面した状況では、適切な判断や行動ができなくなると考えられる。

## 発達の特性の生得性

こうした青年期の発達の特性は、多分に生得的なものと考えられる。

第1に、この特性は、脳神経科学研究によって、脳を中心とする身体構造からも認められる (Casey et al., 2008)。

第2に、この特性は、他の生物でも同様の傾向が見られる (Spear, 2000)。

第3に、生得的であれば、進化的な意味があるはずということになるが、実際にそうした説明が可能である。例えば、なぜ青年がリスク志向行動をとるかと言えば、青年は、家族から離れて危険のある新しい土地に行って繁殖することが求められる時期であり、それが積極的にできる種が生存してきたと説明できる (Spear, 2000)。犠牲になる個体がいなくても、種としては、新しい土地で繁殖していく個体がいるほうが都合よいということである。

また、青年期の割引率が大きいことについては、青年にとって成長を優先することが重要であるからと説明される。例えば、動物行動学者である総合研究大学院大学の長谷川真理子 (2016) は、次のように述べている。なお、時間割引率という言葉が使われているが、将来価値割引と同様の意味と捉えられる。「一般に青少年は成人よりも時間割引率が高い。青少年は自分自身の成長のために、貪欲に資源を得ていかねばならないライフステージなので、成人よりも『今、ここ』を重視するよう、進化的につくられているのである。そこで万引きや喧嘩などの衝動的な犯罪の率も、青少年の方が成人よりも高い。今欲しいものを手に入れること、今競争に勝つことが、将来の他の喜びよりも重要だからである。」ということである。

このように、青年の特性はもともと適応的な意味があったと説明できることから、これが

生得的であるという言い方を強めることができる。ただし、適応的であったのは、あくまで太古の人類や、他の生物であって、現代の人間については、環境や社会が異なっており、むしろこの特性の不都合さが大きくなっていると考えられる。現代では、寿命が長期化しており、将来の都合を考える必要が増している。また、青年がリスク志向行動をとることは、種としては有利でも、一人でも犠牲が出れば、それは受容できないというのが現代の価値観である。

以上のような青少年の発達の特性について、とりわけ具合が悪くなるのが、自画撮り問題であると考えられる。

すなわち、写真を送信するとき、被害者は加害者から執拗な要求や脅迫を受ける。これは、不快感情を高め、それを何とか回避したい、送ってしまえばすっきりするという気持ちにさせる。また、恋愛気分が高まっている場合では、相手からの評価が高まる、相手との関係性が向上するという思いから、写真を送ることに対する快感情は強いものになる。いずれにせよ、快感情を強く求めていくという状況が発生する。

冷静なときであれば合理的に考えられても、こうした情動や欲求が高まった状況では、将来の結果を重く捉えないという傾向が顕在化してくる。

このように、自画撮り被害というのは、情動が強くなる場面で発生し、また、とりわけ将来におけるダメージが大きい問題であり、それゆえ、青年期の特性がとくに不都合に働く問題であると考えられる。

## 安全な環境の提供

青年の特性が生得的なものであるとすれば、教育啓発というよりも、子供をリスクに触れさせないように安全な環境を提供することが効果的ということになる。

例えば、発達心理学者であるテンプル大学の Laurence Steinberg (2007) は、「なぜ青年がとりわけリスク志向行動をするかの理解は長く心理学者の課題となってきた。青年がリスク志向行動を示すのは、非合理性や無知のためには見えない。発達神経科学の知見に基づけば、青少年に刺激を求めさせる思春期と、認知統制システムの未成熟とのギャップが、リスク志向行動を起り易くさせている。この見方は、なぜ教育的介入があまり効果的でなかったのかを説明し、青年のリスクに関する考え方を变えるよりも、リスク志向行動が起こる文脈を变えるほうが有用であることを示唆する。」という内容を述べている。文脈を变えるというのは、自画撮りの問題で言えば、安全な環境提供と噛み砕けるものである。具体的には、例えば、フィルタリング等のシステムの導入、あるいは、加害行為を抑制するための法規制の強化などが該当する。

## 子供の認識不足と自画撮り被害

自画撮り被害の対策として、安全な環境提供の有用性が指摘されるとしても、教育啓発の取り組みも無視できない。3つの理由がある。

第1に、安全環境提供には、思考停止を招くという弊害がありうる。子供を危険な状況から引き離すだけであれば、子供はリスクについて考えなくなってしまう。これは、子供の自律的な判断力を育てない。万一、子供がリスクに遭遇したときに、むしろ危険な状況になる。

第2に、学術においても、生得論ばかりではなく、経験や学習によって、リスク低減できるとする学習論がある。環境提供だけではそちらを無視することになる。

例えば、発達心理学者であるペンシルバニア大学の Daniel Romer は「発達神経科学の最近の知見は、青年の脳は、青年期に増加する衝動的な動因を統制できるほど成熟していないことを示唆している。しかしながら、リスク志向行動は、長期の利益のために我慢ができるようにする経験を提供する。自己制御について完全に理解するためには、脳の成熟という普遍的な傾向によっては説明されない個人差について考えなければならない。」という内容を述べている (Romer et al., 2010)。脳の成熟によっては説明されない部分があり、それは経験であり、知識であり、学習であるということである。

Romer (2010)はまた、「青年期における脳発達の限界が、衝動性の統制を阻害するとする仮説に関する知見をレビューしたところ、こうした限界は大きくはない。むしろ、経験の不足が脳の構造的限界よりもはるかにリスクをもたらすと考える。」という内容も述べている。

ただし、生得論と学習論は、一応対立しているが、それはそれほど激しいようにも見えないところである。それは、お互いに他方の主張を全く無視することもできないと考えているからに思われる。

教育啓発が無視できない第3の理由は、まだまだ自画撮り問題に関する子供の知識や認識の不足が心配され、改善可能に見えるということである。現実には、被害者の中には、自画撮りが深刻な問題を起こしうることを全く認識していなかった子供が存在している。

また、自画撮り被害の深刻さに関わらず、実際に被害に遭うまでは、かなり楽観的な見方をしている人が多い。情報処理推進機構(2016)は、10000名に対する2016年度の調査で、「SNSで性的な写真や動画を撮影して投稿した」行動のことを「問題がある行為であると思うかどうか」を答えさせている。その結果、パソコン利用者では45.1%、スマートデバイス利用者では47.1%しか問題があると回答しておらず、半分に満たない。しかも、2015年度に比べ、この数値は減少している。特段、10代の対象者に関する数字が低いとは言えないが(パソコン利用者で34.3%、スマートデバイス利用者で50.6%)、いずれにしても、子供の知識や認識についても心配な数値であり、大いに改善可能なものに見える。

## まとめ

近年、子供の自画撮り被害が多く見られている。その理由としては、これまで述べてきたように、(a) 加害と被害の両面を促すインターネットの特性、(b) 自画撮り文化の浸透に加え、(c) 青年のリスク志向行動を導く生得的特性があると考えられる。さらに、(d) 子供の知識や認識の不足も懸念される。

また、自画撮り被害の問題に対応するためには、安全な環境の提供と、教育啓発のどちらの取り組みも無視できないと考えられる。

## 〈引用文献〉

- Casey, B. J., Getz, S., & Galvan, A. (2008). The adolescent brain. *Developmental Review*, 28, 62–77
- 長谷川真理子 (2016). ダイエットの難しさ 毎日新聞 2016 年 5 月 15 日東京朝刊
- 情報処理推進機構 (2016). 2016 年度情報セキュリティの倫理に対する意識調査 情報処理推進機構
- 警察庁 (2016). 平成 28 年上半期の送致状況・被害状況 警察庁
- Romer D. (2010). Adolescent risk taking, impulsivity, and brain development: Implications for prevention. *Developmental Psychobiology*, 52,263–76
- Romer, D., Duckworth, A. L., Sznitman S., & Park S. (2010). Can adolescents learn self-control?: Delay of gratification in the development of control over risk taking. *Prevention Science*, 11, 319–30.
- Spear P. (2000). The adolescent brain and age-related behavioral manifestations. *Neuroscience and Biobehavioral Reviews*, 24, 417–463.
- Steinberg, L. (2007). Risk taking in adolescence: New perspectives from brain and behavioral science. *Current Directions in Psychological Science*, 16, 55–59.
- Steinberg, L. (2008). A social neuroscience perspective on adolescent risk-taking. *Developmental Review*, 28, 78–106.
- Steinberg, L. (2010). A dual systems model of adolescent risk-taking. *Developmental Psychobiology*, 52, 216–224.
- Steinberg, L., Graham, S., O’Brien, L., Woolard, J., Cauffman, E., & Banich, M. (2009). Age differences in future orientation and delay discounting. *Child Development*, 80, 28–44.
- 東京都青少年・治安対策本部 (2017). 児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について 東京都